

議員提出議案第3号

バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書

この議案を別紙のとおり提出する。

平成30年3月23日

安田優子

伊藤保

坂野経三郎

西川憲雄

内田隆嗣

福田俊史

藤繩喜和

浜崎晋一

広谷直樹

前田八壽彦

澤紀男

バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）施行から10年以上が経過し、バリアフリー化は一定程度進展を見せていているところである。

しかしながら、急速に高齢化が進む中で、地域の一体的バリアフリー化のニーズはますます高まっているにもかかわらず、本県では基本構想を作成しているのは3市のみであり、全国の市町村においても基本構想の作成が進んでいない。

また、公共交通事業者の既存施設のバリアフリー化や接遇のあり方について一層の向上が急務となっている。

2020年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、これを契機とした共生社会の実現をレガシーとすべく、また、政府の一億総活躍社会の実現を具体化するため、東京のみならず全国各地の一層のバリアフリー化が進められる必要がある。そのためには、バリアフリー法を改正し、制度面から地域の抱える課題の解決を目指すことが不可欠である。

政府においては、平成29年2月に関係閣僚会議において決定された「ユニバーサルデザイン2020行動計画」に基づき、バリアフリー施策の見直しを進め、同法の改正案を今国会に提出したところである。

こうした状況を踏まえ、国におかれでは、全国各地のバリアフリー水準の底上げに向けて、同法の改正及びその円滑な施行を確実に実施するとともに、次の事項について必要な措置を講じるよう要望する。

- 1 地域の面的・一体的なバリアフリー化を進めるため、バリアフリー法の基本構想制度の見直しも含めた新たな仕組みの創設や市町村への財政支援措置について十分に検討すること。
- 2 公共交通事業者がハード・ソフト一体的な取組を計画的に進める枠組みについて十分に検討すること。
- 3 バリアフリー施策を進める際には、高齢者、障がい者等の意見を聞くような仕組みを検討すること。併せて、バリアフリーの促進に関する国民の理解を深めるとともに、その協力を求めるよう国として教育活動、広報活動等に努めること。
- 4 バリアフリー法改正後速やかな施行を行う観点から、改正内容について、十分に周知を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 月 日

鳥 取 県 議 会

衆	議	院	議	長
参	議	院	議	長
内	閣	総	理	臣
総	務		大	臣
文	部	科	学	臣
厚	生	労	働	臣
国	土	交	通	臣
内	閣	官	房	長

様

東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣